

いせ市民活動センター（南館）利用登録申請案内

市民公益活動を行っている団体（市民活動団体）が利用登録をすることで、いせ市民活動センターの南館会議室利用、貸事務所利用等、様々なサービスを受けることができるようになります。また、市民公益活動を行っている個人も登録をすることができ、輪転機サービスや南館2階の会議室を利用することができます。

※ 市民公益活動とは？

市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次にあげるものを除く。

- (1) 営利（余剰利益を構成員に分配すること）を目的とするもの
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事等を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とするもの
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条規定する公職を言う。以下に同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (5) 公共の利益を害する行為（暴力行為など）をする恐れがあるものの行うもの

※ 当センターの市民活動団体とは？

- (1) 公益活動を継続的に行っていること
- (2) 3人以上の構成員を有していること
- (3) 規約又は会則を有していること
- (4) 多数決の原則が行われていること
- (5) 代表者の権限が明らかになっていること
- (6) 会計簿を備え、その適切な処理が行われていること

※ 登録には、法人格の有無は問わない

※ 共益団体や文化団体、芸術団体、スポーツ団体なども含む

<対象>

- 伊勢を拠点として活動している市民活動団体
- 伊勢市民が参加している市民活動団体
- 伊勢市を拠点として市民公益活動をしている個人

※ 市民活動団体で伊勢市外に活動拠点があり伊勢市民が参加していなかったとしても、伊勢市の市民公益活動の増進に寄与する団体であるとセンターが認めた場合は、団体登録できることとします。

※ 継続的に行政、企業、その他特定団体からの補助金等を受けている団体は登録できません。

<申し込み>

- 団体登録は、南館1階受付にて開館時間内に随時受付しています。
- 団体登録は、所定の用紙（様式第1号）に添付書類を添えて申請してください。
- 個人登録は、所定の用紙（様式第2号）に身分証のコピーを添えて申請してください。

<団体登録添付書類>

- 会員名簿（3名以上）
- 会則
- 予算・決算書

<登録料金>

- 無料

<注意点>

- センターは安価で利用できるみんなのための施設です。管理者や利用者という区別なく、お互いに協力し合いながら楽しいセンター作りをしていきましょう。
- センターから掃除等のお手伝いをお願いする場合があります。
- 団体登録は、（1）解散、休止をしたとき（2）登録申請に虚偽が認められたとき（3）市民公益活動を著しく逸脱したときに、センターの権限により、登録を取り消される場合があります。
- 個人登録は、（1）登録申請に虚偽が認められたとき（2）センターでの活動が市民公益活動を著しく逸脱したときに、センターの権限により、登録を取り消される場合があります。
- 他の利用者や一般市民に対して多大な迷惑を掛ける恐れがあるとセンターが判断した場合は、団体登録の取り消しを行う場合があります。